はじめに

・人口減少・少子高齢化の進行や産業構造の変化、ICT*1やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験では解を見いだすことが難しい時代になっている。このような変化の激しい時代にあって、子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓(ひら)いていくためには、自らの良さや可能性を認め、地域などの多様な人々と連携・協働しながら、それを生かしていくことが大切である。

・北海道（以下「道」という。）は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号。以下「法」という。）第９条第１項に基づき、文部科学大臣が定める学校教育情報化推進計画（以下「国計画」という。）を基本として、本道における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を策定し、施策を推進することにより、ICT環境を最大限に活用して、本道の子どもたちの「個別最適な学び*2」と「協働的な学び*3」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を図るものである。

・本計画は、法第９条第２項において努力義務規定とされている、道内市町村の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものである。

・第１部総論では、本道における学校教育の情報化の方向性について、現状と課題、それらに応じた本道として重点的に推進する方針及び４つの基本的な方針、計画期間、目標、基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点としてまとめた。第２部各論では、重点的に推進する方針及び基本的な方針を実現するための施策として、個別の施策を整理した上で、施策の遂行に当たって特に留意すべき視点をまとめた。

学校教育の情報化の推進に関する法律　概要

第一　目的（１条）
高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要
全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

第二　定義（２条）
学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用

第三　基本理念（３条）
① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
⑤ 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

第四　国の責務等（４～６条）
国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定

第五　法制上の措置等（７条）
政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと

第六　推進計画（８・９条）
1．文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定（総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議）
2．地方公共団体も計画を策定（努力義務）

第七　基本的施策※（10～21条）
1．デジタル教材等の開発及び普及の促進
2．教科書に係る制度の見直し
3．障害のある児童生徒の教育環境の整備
4．相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
5．学校の教職員の資質の向上
6．学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
7．学習の継続的な支援等のための体制の整備
8．個人情報の保護等
9．人材の確保等
10．調査研究等の推進
11．国民の理解と関心の増進
※ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力

第八　学校教育情報化推進会議（22条）
1．関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
2．1．の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

（令和元年６月28日公布・施行）

図表１ 学校教育の情報化の推進に関する法律概要(文部科学省資料)

【参考：学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）】

（都道府県学校教育情報化推進計画等）
第９条　都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

２　市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県学校教育情報化推進計画又は市町村学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。